

京都市告示第258号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

令和5年8月1日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

祇園商店街振興組合 景観委員会

2 代表者

北村 典生

3 主たる事務所の所在地

京都市東山区祇園四条通一力亭東隣

4 活動の対象区域

京都市東山区中之町の全部、同区川端町の一部、同区廿一軒町の一部、同区祇園町北側の一部及び同区祇園町南側の一部

5 活動の目的

京都市市街地景観整備条例に基づく地域景観づくり協議会として、景観に係るまちづくりを行うことを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)